

「平成 27 年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員 会の意見について

平成 27 年 9 月 2 日
原子力規制庁

1. 経緯

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）においては、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて防災訓練を行うものとしてされている（原災法第 13 条第 1 項）。計画の作成をしようとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならないとされている（原災法第 13 条第 3 項）。

内閣府は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 3 号）」に定めるところにより平成 27 年度原子力総合防災訓練計画を作成しようとしており、原災法に基づき、内閣総理大臣から平成 27 年 8 月 28 日付けで、別紙 1 のとおり意見を求められた。

2. 意見照会の内容

内閣総理大臣から意見照会のあった「平成 27 年度原子力総合防災訓練計画」については、別紙 2 のとおり。

3. 原子力規制委員会からの回答（案）

「平成 27 年度原子力総合防災訓練計画」について原子力規制庁において内容を確認した結果、原子力災害対策指針に示した訓練の考え方が適切に反映されていると認められることから、別紙 3 のとおり回答することとしたい。

【参考】原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）（抄）

（防災訓練に関する国の計画）

第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であって次に掲げるものを含むものとする。

一 原子力緊急事態の想定に関すること。

二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。*

三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令の制定若しくは改廃又は計画の作成をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

※原災法第十条（原子力防災管理者の通報義務等）

第十五条（原子力緊急事態宣言等）

第二十三条（原子力災害合同対策協議会）

【参考】災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)(抄)

(読み替え適用後)

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者(原子力事業者を含む。)は、法令又は防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法第七条第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。)の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者(原子力事業者を含む。)と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

【参考】原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令(平成二十四年九月十四日号外文部科学省、経済産業省令第三号)(抄)

(防災訓練計画)

第四条 法第十三条第一項の内閣総理大臣が作成する防災訓練に関する計画は、法第十三条第二項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について毎年度定めるものとする。

- 一 当該年度において防災訓練の対象となる原子力事業所
- 二 防災訓練を実施する時期
- 三 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

【参考】原子力災害対策指針（平成二十四年十月三十一日）（抄）

第2 原子力災害事前対策

（12）防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

① 教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員すべてに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。

② 訓練

訓練の目的は、想定した状況と実際のオペレーションとの違いを認識することである。訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、P A Z及びU P Z内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するための総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の災害対策との連携を図ることにも留意すべきである。

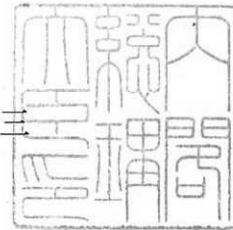


別紙 1

府政原防第390号
平成27年8月28日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



平成27年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第13条第3項の規定に基づき、平成27年度原子力総合防災訓練計画について、意見を聴取する。

平成 27 年度原子力総合防災訓練（案）の概要

1. 原子力総合防災訓練の概要

原子力総合防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施する訓練。

2. 平成 27 年度原子力総合防災訓練の概要

- (1) 対象 四国電力株式会社 伊方発電所
- (2) 実施時期 平成 27 年 1 月上旬
- (3) 想定事象 伊方発電所において、地震の影響による外部電源喪失を契機として事態が進展し、原子炉への注水機能喪失により全面緊急事態に至り、放射性物質が放出される事象を想定。
- (4) 訓練目的
 - ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認等
 - ②原子力緊急事態における、中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
 - ③「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証
 - ④訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
 - ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等
- (5) 訓練内容 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部会議の開催、住民の避難等

(案)

平成27年度原子力総合防災訓練計画

- 1 平成27年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
四国電力株式会社 伊方発電所
- 2 実施時期
平成27年11月上旬
- 3 参加機関
 - (1) 指定行政機関等
内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、原子力規制委員会
 - (2) 指定地方行政機関等
海上保安庁第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部、広島航空基地）、松山地方气象台、四国管区警察局愛媛県情報通信部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、大阪航空局（松山空港事務所）、伊方原子力規制事務所
 - (3) 地方公共団体等
愛媛県、山口県、大分県、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町、松山市、砥部町、久万高原町、松前町、鬼北町、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、東温市、上島町、松野町、愛南町、上関町、愛媛県警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、松山東警察署、松山南警察署、伊予警察署、宇和島警察署、八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、伊方町消防団、八幡浜市消防団、大洲市消防団、西予市消防団、宇和島市消防団、松山市消防局 等
 - (4) 指定公共機関等
国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本放送協会松山放送局、日本赤十字社愛媛県支部、株式会社NTTドコモ四国支社愛媛支店 等
 - (5) 指定地方公共機関等
一般社団法人愛媛県医師会、公益社団法人愛媛県看護協会、一般社団法人

愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西CATV、公益社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、愛媛県旅客船協会 等

(6) 原子力事業者

四国電力株式会社

(7) その他

愛媛県立中央病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、広島大学、社会福祉法人済生会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、公益財団法人伊方原子力広報センター、四国計測工業株式会社等

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

四国電力株式会社伊方発電所3号機において、定格出力一定運転中、地震の発生により原子炉が自動停止するとともに、外部電源が喪失した。その後、原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能により、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記3の参加機関の長

6 訓練目的

- (1) 国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認、関係機関の協力体制の確認
- (2) 大規模地震発生を契機とした原子力緊急事態における、中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「伊方地域の緊急時対応（平成27年8月26日伊方地域原子力防災協議会において確認）」に基づく避難計画の実効性の検証
- (4) 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

7 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3段階に示した訓練を行う。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互における情報共有を図る。

第2段階：中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練

官邸、ERC（原子力規制庁緊急時対応センター）、オフサイトセンター、愛媛県庁等の各拠点において、参集予定職員を参集させ、体制を強化する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害と原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う訓練を実施する。

あわせて、事態の進展に応じた、伊方町のPAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）及び予防避難エリア（PAZ圏内以西の佐田岬半島地域。以下同じ。）における避難計画等の立案及び意思決定に係る訓練を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

また、自衛隊や警察等の実動組織あるいは民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災）、国の職員及び専門家を緊急事態応急対策等拠点施設（愛媛県オフサイトセンター）及び原子力施設事態即応センターに派遣する訓練を行う。

第3段階：全面緊急事態を受けた実動訓練

- ① 全面緊急事態を受けて、伊方町においては、公共輸送機関及び自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ、PAZ内の住民の避難訓練を行う。
- ② ①と併せて、予防避難エリア内の住民について、屋内退避や段階的な海路避難も含めた多様な手段による訓練を行う。
- ③ 放射性物質の放出を想定して、OIL（運用上の介入レベル。以下同じ。）の基準に基づき、国及び地方公共団体の連携・調整のもと、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の住民について、屋内退避を実施し、その後の一時移転、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の緊急配布等の訓練を実施する。
- ④ 緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定に係る訓練を行うとともに、モニタリングの実施、モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等の訓練を行う。

訓練実施項目は以下のとおり。

- (1) 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

① 緊急時体制確立訓練

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の立ち上げから原子力災害対策本部等の設置までの訓練を行う。

② 愛媛県オフサイトセンター運営訓練

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項で規定する緊急事態応急対策等拠点施設の運営訓練（原子力災害合同対策協議会の運営訓練を含む。）を実施する。

③ 情報共有及び意思決定訓練

TV会議システム等を活用し、関係機関の情報の共有及び連絡等について訓練を行う。

④ 緊急時モニタリング実施訓練

緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定に係る訓練を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

⑤ 広報対応訓練

官邸及び原子力規制庁等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、国と愛媛県庁、原子力事業者（原子力施設事態即応センター及び伊方発電所）等との情報共有の訓練を実施する。

(2) 国が参加主体となる訓練

① 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

内閣府副大臣（原子力防災）、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段の調整、輸送経路の確認及び緊急輸送の実施に係る訓練を実施する。

② 原子力災害対策本部等の運営訓練

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、関係機関の情報共有、連絡、意思決定及び広報の訓練を実施する。

また、事態の進展に応じた、住民の避難等について、計画の立案及び意思決定に係る訓練を行い、決定した内容について対象となる地方公共

団体への指示等を実施する。

(3) 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

① P A Z 及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

四国電力株式会社から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、伊方町において、在宅の避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入居者の施設敷地緊急事態要避難者について、事態の進展に応じた、避難等の訓練を行う。

その際、防災行政無線及び広報車等を活用して社会福祉施設等への迅速な情報伝達及び関係機関の支援による避難輸送について訓練を行う。

② P A Z 及び予防避難エリア内住民の避難等実施訓練

原子力緊急事態宣言後、伊方町は、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、一般住民の避難訓練を実施するとともに、各機関の情報伝達及び避難住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用等の訓練を行う。

③ U P Z 内住民の屋内退避実施訓練

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z 内住民の屋内退避及び各機関の情報伝達等の訓練を行う。

④ U P Z 内の一部住民一時移転実施訓練

O I L 2 事態発生を想定して、屋内退避中の八幡浜市の一部住民のU P Z 外への一時移転訓練を実施するとともに、各機関の情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用等の訓練を行う。この際、原子力発電所から30km圏内近傍に避難退域時検査場所を設定し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査及び簡易除染を行う。また、避難者受入市町において、避難所の設置・運営の訓練を行う。

⑤ 交通規制・警戒警備訓練

警察等による交通規制等の訓練を行う。

⑥ ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

現地の活動状況について、ヘリテレ映像を各関係機関に伝送し、国、地方公共団体及び原子力事業者間で情報共有を行う。

(4) 原子力事業者が参加主体となる訓練

① 事故拡大防止訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、伊方発電所が保有

する事故収束資機材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、TV会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図る。

② 発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

伊方発電所敷地周辺のモニタリングを行い、その結果を関係機関に連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

③ 原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練

原子力発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限の訓練を行う。

④ 救助・医療活動訓練

原子力発電所構内において被ばくを伴う負傷者について、汚染除去等の応急措置等の救助・医療活動訓練を実施する。

8 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、反省点の抽出を行う。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

(案)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

原子力規制委員会

平成 27 年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取について
(回答)

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 28 日付け府政原防第 390 号をもって意見照会のあった件については、当委員会として、下記のとおり回答します。

記

平成 27 年 8 月 28 日付け府政原防第 390 号をもって意見を求められた原災法第 13 条第 1 項の規定に基づく計画については、適当と認めます。

以上